

高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により、委託事業者の選定を行うために必要な事項を定める。

1 業務の概要

（１）業務名

高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託

（２）業務内容

別紙「高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託仕様書」（以下、「業務委託仕様書」という。）のとおりとする。

※この仕様書は、本プロポーザルに際して市が想定している内容を示したものであり、契約書に添付する業務委託仕様書は、契約候補者と市が協議して定めるものとする。

（３）業務期間

契約締結日から令和７年７月３１日（木）まで

（４）契約上限額

委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む）は、１２，０００千円とする。

2 実施スケジュール

内 容	期 日
募集開始（告示）	令和６年 ９月２６日（木）
質問書の提出期限	令和６年１０月 ９日（水）
質問に対する回答	令和６年１０月１６日（水）
参加資格審査申請書の提出期限	令和６年１０月１８日（金）
企画提案書等の提出期限	令和６年１０月２５日（金）
プレゼンテーション審査	令和６年１１月 ６日（水）
審査結果の公表及び通知	令和６年１１月１２日（火）
契約締結	令和６年１２月 ４日（水）

※スケジュールは予定であり、変更の可能性がある。変更する場合は市ホームページに変更の旨を掲載するので留意すること。

3 プロポーザル参加申込

「公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付について」に従い、参加資格審査申請書を提出すること。

なお、これらの書類の提出がない場合、企画提案書等を受付けないものとする。

4 審査方法（選定手順）

参加申請書を受理後、資格審査を行い、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）を選定する。次に参加者が提出した企画提案書等について、プレゼンテーションにより審査を行い、契約候補者を選定する。

5 提出書類

参加者は、次の（１）から（６）に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。各様式が複数ページとなる場合は、２ページ以降には、同じ様式の用紙又は適宜の用紙を使用することとする。

（１）企画提案書等提出書【様式第１号】

（２）企画提案書【任意様式】

- ・提案書はA４判・縦使い・横書き・左綴じで作成し、３０ページを上限（表紙を除く）とし、簡潔に記載すること。
- ・表紙には「高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託企画提案書」及び参加者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。
- ・企画提案書の内容は次の①から⑤までの順番に従い必ず記載し、参加者の提案業務や実施方法について、できるだけ具体的かつ簡潔に作成すること。

①基本方針（業務の基本的な考え方）

②業務の進行管理

③業務履行のスケジュール

④業務実施体制（組織体制、業務管理者配置、突発時における支援体制、再委託をする場合にはその事業者等の概要・実績等）

⑤特定テーマに対する提案

ア）施設整備計画の作成の考え方及び進め方（高山市が目指す火葬場の姿を実現するためのアプローチ方法や創意工夫、市民意見を取り入れるための仕組み等）

イ）事業手法の検討調査の考え方及び進め方（高山市の新火葬場建設計画の概要や市営火葬場の管理状況並びに火葬場施設の特性や課題等に対する考慮、高山市公共施設整備等官民連携（PPP）導入検討方針に定める基本姿勢に対する考慮等）

（３）法人（団体）概要書【様式第２号】

（４）業務実施体制及び業務担当予定者調書【任意様式】

次の①及び②について「業務実施体制及び業務担当予定者調書」と表示して記載すること。

①業務の実施体制を図示するとともに、編成の考え方や特色を記載する。

②業務担当予定者及び業務統括責任者について、分担業務、役職、氏名、経歴、及び主な業務実績を記載する。

（５）業務実績書【様式第３号】

国・地方公共団体が発注した火葬場整備に係る基本構想又は基本計画策定支援業務等並びにPPP／PFI等の官民連携事業に関する事業手法の検討調査業務（PFI

等導入可能性調査）等の元請けとしての受託実績を記載すること。

(6) 業務見積書【様式第4号】

(7) 提出期限等

①提出期限：令和6年10月25日（金）まで

②提出場所：〒506-8555

岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

高山市市民福祉部火葬場建設推進課

電話 0577-57-7755（直通）

③提出部数：10部（正本1部、副本9部）

※企画提案書等提出書【様式第1号】は1部（正本のみ）提出すること。

④提出方法：持参又は郵送による提出

※受付は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

※郵送の場合は、令和6年10月25日（金）必着とし、市に届いているかを電話にて確認すること。

※提出後、企画提案書等の電子データ（PDF形式）を別途指定する期日までに電子メールにて送付すること（送付方法等については、提出後に指定）。

6 企画提案に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

企画提案に関する質問は、質問書【様式第5号】に質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、電子メールで行う。なお、必ず着信を電話にて確認すること。

①提出先電子メールアドレス：kasou@city.takayama.lg.jp

②提出期限：令和6年10月9日（水）午後5時15分まで

(2) 質問に対する回答

- ・提出されたすべての質問に対する回答を取りまとめ、市ホームページに掲載する。
- ・回答にあたっては、質問者の情報は掲載せず、質問内容と回答内容のみ掲載する。
- ・質問に対する回答をもって本実施要領及び仕様書等を追加補正したものとみなす。

(3) 回答予定日

令和6年10月16日（水）

7 企画提案のプレゼンテーション審査

(1) プレゼンテーションの実施

①実施日時：令和6年11月6日（水）（予定）

②実施場所：高山市役所

※時間、場所、詳細方法については後日通知する。

③説明者：本業務に直接携わる者が行うこととする。（参加人数は3名まで）

④実施内容：企画提案書に基づきプレゼンテーションを行った後、ヒアリングを行う。

- ・時間は、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内とする。
- ・審査時の追加資料は認めない。

- ・机、椅子、電源、プロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、その他の機器（配線類含む）は参加者が用意すること。提案書の内容以外を提示した場合、失格とする場合がある。
- ・実施順は、企画提案書等の受付順とする。
- ・審査は非公開とし、参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

（２）審査方法

市が別に定める「高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託プロポーザル審査要領」により実施する。

８ 契約候補者の選定

契約候補者は、評価結果を踏まえ、新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託を受託するにふさわしい適切な者を選定する。

- （１）審査は、「５ 提出書類」の書類並びに「７ 企画提案のプレゼンテーション審査（１）」のプレゼンテーションの内容を踏まえ、「高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託プロポーザル審査要領」に基づき評価、採点し、点数の最も高かった者を契約候補者として選定する。なお、採点結果が同点だった場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。
- （２）契約候補者の選定及び結果の通知及び公表
 - ①審査結果は、参加者に書面により通知する。
 - ②評価項目ごとの評価点数及び契約候補者の法人（団体）名を市ホームページで公表する。
 - ③審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

９ 契約の締結

契約候補者として選定した者と市が協議し、業務委託に係る仕様を確立させた上で契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、点数により順位付けられた上位の者から順に、「８ 契約候補者の選定（２）①②」の手続きを行い契約締結の交渉を行う。

１０ 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。この場合において、「８ 契約候補者の選定」により選定した者の企画提案書等が無効となった場合は、点数により順位付けられた順位を繰り上げる。

- （１）提出期限までに提出がなかった場合
- （２）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （３）審査の公平性を害する行為があった場合
- （４）審査員または関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- （５）「１ 業務の概要（４）」の契約上限額を超えた場合

1 1 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- (5) 提出された書類は、高山市情報公開条例（平成11年高山市条例第24号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 提出された書類は、市の受理後は、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (7) 企画提案書と併せて提示した業務担当予定者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の者であり、且つ市の了解を得た場合はこの限りではない。
- (8) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めたときは、中止する。その場合において、本プロポーザルの応募にかかわるすべての経費は請求できないものとする。
- (9) 参加者は、企画提案書等の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

1 2 担当部署

高山市市民福祉部火葬場建設推進課

担当 松崎

住所 〒506-8555

岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

電話 0577-57-7755

FAX 0577-35-3164

Mail kasou@city.takayama.lg.jp